

議案第57号

大仙市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに大仙市議会会議規則（平成17年大仙市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月14日提出

大仙市議会議長 古谷武美様

提出者 大仙市議会 議会運営委員会
委員長 秩父博樹

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものである。

大仙市条例第 号

大仙市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日公布

大仙市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年大仙市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第21条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第40条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第50条において」を削る。

第28条第2項各号列記以外の部分中「この章において」を削る。

第33条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第34条第3項中「この章において」を削る。

第40条第1項各号列記以外の部分中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第41条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「第4章」を「前章」に改める。

第50条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。